

◎佐賀県条例第21号

佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例

脊振山系や多良岳山系をはじめとする佐賀県の豊かな山々は、四季折々の美しい景観を形成するほか、命の水を育み、土砂災害を防ぐなど、山間部のみならず平地や沿岸に暮らす全ての人々の生活に恩恵を与え続けている。

私たちは、豊かな山がもたらす恵みを礎として生活を営むとともに、山が有する水源の涵養、県土の保全等の多面的機能の維持管理を行いながら、農林水産業や伝統的な産業及び文化を振興し、佐賀県の社会経済を発展させてきた。

しかしながら、近年、我が国では、利用目的が明らかなでない森林の売買及び無秩序な林地開発などによる土地利用が相次いでおり、水資源の枯渇、土砂災害の発生、安全保障への影響などが懸念される。

このようなことから、森林の荒廃を防止し、山が有する多面的機能を将来にわたり維持増進していくためには、山を適正に管理し、及び無秩序な林地開発などから守る必要がある。

森・川・海のつながり及びそれらと人との関わりを意識し、山の重要性を共通の認識としてきたこの佐賀県において、全ての人々に恩恵を与え続ける山を次の世代に引き継いでいくため、山を適切に保全していくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、山の保全に関する基本理念を定め、県、土地所有者等、事業者及び県民の責務又は役割を明らかにすることにより、その保全に関する施策を総合的に推進し、山が有する水源の涵養をはじめとする多面的機能の維持増進を図り、もって山を守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「山の保全区域」とは、第9条第1項の規定により指定された区域をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、山の保全区域内に存する土地について、所有権又は地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「土地所有権等」という。）を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 山の保全は、県民が将来にわたって山からの恩恵を享受し、豊かな生活を営み、並びに伝統的な産業及び文化並びに自然環境を継承することができるよう社会全体の取組として推進されなければならない。

2 山の保全は、山で暮らす人のみならず、全ての県民が山が有する多面的機能並びに森・川・海のつながり及びそれらと人との関わりを認識し、県、市町、土地所有者等、事業者及び県民の適切な役割分担及び協働による積極的な取組により推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、山の現状の把握に努め、山の保全に関する施策を総合的に策定するものとする。

- 2 県は、前項の施策を策定するに当たっては、市町、土地所有者等、事業者、県民等と連携するよう努めるものとする。
- 3 県は、森・川・海のつながりを意識した環境保全活動に関する取組等の情報発信を行うとともに、県内外の地方公共団体その他関係者と連携しながら、山の保全に関する取組を促進するものとする。
(土地所有者等の責務)
- 第5条** 土地所有者等は、基本理念にのっとり、山が有する多面的機能を深く認識し、山の保全のため適正に土地を利用するとともに、県及び市町が実施する山の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(事業者の責務)
- 第6条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、山の保全について十分配慮するとともに、県及び市町が実施する山の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(県民の役割)
- 第7条** 県民は、基本理念にのっとり、森・川・海のつながり及びそれらと人との関わりを認識し、県及び市町が実施する山の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(市町との連携等)
- 第8条** 県は、基本理念にのっとり、市町が行う山の保全に関する施策に協力するよう努める。
- 2 県は、市町に対し、県が実施する山の保全に関する施策に係る情報の提供その他必要な協力を要請するものとする。
(山の保全区域の指定)
- 第9条** 知事は、山が有する多面的機能の維持増進のために適正な土地利用を図る必要があると認める区域を、山の保全区域として指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、指定に係る区域を管轄する市町の長の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところによりその旨を公告し、当該公告の日から起算して14日を経過する日までの間、指定に係る区域の案を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があったときは、指定に係る区域内に存する土地について、土地所有権等を有する者及び指定に直接の利害関係を有する者は、同項に規定する縦覧期間の満了の日までに、指定に係る区域の案について、規則で定めるところにより知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、指定をするときは、その旨及び指定に係る区域を告示しなければならない。
- 6 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 7 第2項から前項までの規定は、指定の変更又は解除について準用する。
(土地所有権等の移転等の届出)

第10条 土地所有者等は、山の保全区域内に存する土地について、土地所有権等の移転又は設定をする契約（予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の40日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を、当該土地が所在する市町の長（以下「関係市町長」という。）を経由して、知事に届け出なければならない。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
 - (3) 土地売買等の契約に係る土地所有権等の種別及び内容
 - (4) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
 - (5) 土地売買等の契約に係る土地所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
- (1) 土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者が国、地方公共団体その他規則で定める法人である場合
 - (2) 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合
- 3 前条第1項の規定による指定（同条第7項の指定の変更を含む。）の日から起算して40日を経過する日までの間に当該指定に係る山の保全区域（同項の指定の変更にあつては、当該指定の変更により新たに山の保全区域となった区域に限る。）内に存する土地について、第1項の規定を適用する場合においては、同項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日の40日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地売買等の契約を締結する日までの間において、同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに、関係市町長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。

（知事への情報提供）

第11条 関係市町長は、前条第1項の規定による届出があつたときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の26日前までに、同条第4項の規定による届出があつたときは、速やかに、山の保全のために必要な情報（第16条第2項において単に「情報」という。）を付して知事に送付するものとする。

- 2 前条第3項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日の26日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。

（助言）

第12条 知事は、第10条第1項又は第4項の規定による届出があつた場合において、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用目的その他必要な事項に関し、助言をすることができる。

- 2 第10条第1項又は第4項の規定による届出をした者は、前項の規定による助言を受けたときは、当該届出に係る土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者に対して、当該助言の内容を伝達しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、第10条第1項又は第4項の規定による届出に係る土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者に対して、第1項に規定する事項について助言をすることができる。

(報告の徴収及び立入調査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第10条第1項又は第4項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用目的その他必要な事項に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が山の保全に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第10条第1項若しくは第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

(3) 前条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(公表)

第15条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に従わない者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係市町長を経由しない届出の特例)

第16条 鳥栖市、伊万里市及び有田町の区域内にある山の保全区域内に存する土地について、第10条第1項及び同条第4項の規定を適用する場合においては、同条第1項中「当該土地が所在する市町の長（以下「関係市町長」という。）を経由して、知事」とあり、及び同条第4項中「関係市町長を経由して、知事」とあるのは、「知事」とする。

2 第11条の規定にかかわらず、知事は、前項に規定する土地について第10条第1項の規定による届出があったときは、関係市町長に当該届出に係る書面の写しを送付し、情報の提供を求めるものとする。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第10条第1項若しくは第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- (2) 第13条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
- (3) 第13条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第10条から第17条までの規定は、令和8年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和8年10月1日から同年11月9日までの間に、同年10月1日において現に第9条第1項の規定により指定されている山の保全区域内に存する土地について、第10条第1項及び第11条第1項の規定を適用する場合においては、第10条第1項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日の40日前までに」とあり、及び第11条第1項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日の26日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。